

(健Ⅱ540F) (地 554)

令和3年3月9日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の
上限額等について

今般、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が計上された令和2年度補正予算（第3号）が成立したことを踏まえ、厚生労働省より、本体制確保事業の上限額の考え方等について、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされましたので、情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

（別 添）

■ 令和3年2月1日付事務連絡

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について」

■ 令和3年3月3日付事務連絡

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額等について」

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 3 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）
の上限額等について

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について」（令和3年2月1日付け事務連絡）により報告のあった所要見込み額を踏まえ、別添のとおり上限額を定めたのでお知らせします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）令和2年度交付申請に当たっては、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の交付申請のスケジュール等について」（令和3年2月19日付け事務連絡）においてお示ししたスケジュールを下記のとおり時点修正しますので、前述の上限額を踏まえ、適切に交付申請していただくとともに、貴管内市町村へのご連絡をお願いいたします。

3月 5日 令和2年度分 交付申請（書類提出）

3月17日（予定） 令和2年度分 交付決定通知

3月23日～31日 令和2年度分 概算払

4～8月の間 令和3年度分（9月末まで分及び3月末まで分）の所要見込額の調査
令和3年度分（3月末まで分）の上限額の通知
令和3年度分 交付申請・交付決定

【交付申請書の提出先等】

- ・令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱に定める様式により、都道府県において管内市区町村取りまとめの上、1部を郵送・宅配等にて提出。
- ・提出期限 令和3年3月5日（金）必着
- ・提出先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局健康課予防接種室調査管理係 宛

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 1 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について

今般、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（以下、「体制確保事業」という。）が計上された令和2年度補正予算（第3号）が成立したことを踏まえ、令和3年1月22日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について」（以下「1月22日付け事務連絡」という。）で、改めてお示しすることとしていた上限額については、下記の通りとしますので、御了知の上適切に事業を実施していただくとともに、貴管内市町村へのご連絡をお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向けて、接種体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることのないよう、国が全額を負担する方針のもと、補助金の上限額の目途を別添のとおりとする。
- 2 各自治体において万全の接種体制が確保できるよう、以下の経費を対象とする。
 - ① 接種の実施体制の確保に必要な経費
⇒例：自治体の体制確保、コールセンター 等
 - ② 集団接種など通常の予防接種での対応を超える対応に必要な経費
⇒例：感染防止対策、会場借り上げ、会場設営・撤去費、会場の運営（誘導員等）、被接種者の送迎、接種者の交通費実費 等
 - ③ 医療機関等との協働によりきめ細かい接種体制を構築するために必要な経費
⇒例：接種体制の構築のために必要となる医療機関や医療従事者に対する支援に要する経費、接種実績の報告等に伴う医療機関等におけるかかり増し経費 等

④ その他、接種体制確保のために必要となる取組のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業(負担金)の対象とならない、又は、超える部分に係る経費

※ 上記①～④に係る経費について、地域毎の自由度を確保する観点から、国において統一的に基準を示すことはしないが、必要に応じ、それぞれの地域の実情を踏まえ、都道府県域を含め、市町村域を超える広域で基準を統一することは妨げない。

3 当該上限額は、早期に接種実施を完了することを想定した経費(最長でも本年9月末までの所要経費を賄うもの)の目安であり、接種実施完了が10月以降となる場合は、執行状況等を踏まえ、改めて必要な対応を行うものとする。

4 各都道府県・市区町村においては、上記の内容を踏まえ、適切な接種体制の規模等となるよう、所要額を検討して頂きたい。

(今後、2月中旬を目途として所要額を提出して頂くことを予定。)

以上